

工事請負契約等にかかる前払金制度の見直しについて

八王子市発注の工事及び測量等委託契約にかかる前払金制度について、次のとおり見直しを行います。

令和7年（2025年）4月1日以降に入札公告等を行う契約から適用となります。

1 見直しの内容

建設工事等の受注者における資金繰りの円滑化・安定化並びに資金調達の負担軽減を図るため、工事請負及び測量等委託契約にかかる前払金及び中間前払金について、上限額（前払金1億円、中間前払金5,000万円※）を撤廃します。

※契約金額10億円未満の場合の上限額であり、10億円以上の場合は、前払金は契約金額の1割、中間前払金は契約金額の5分を超えない額が上限となっていました。

2 適用時期

令和7年（2025年）4月1日以降に入札公告等を行う契約について適用するものとし、同日前に入札公告等を行った契約は従前の例によるものとします。